

第五十八回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 議 録 第 六 号

昭和四十三年四月三日(水曜日)

午後一時五十三分開議

出席委員

委員長 堂森 芳夫君

理事 鹿野 彦吉君

理事 中川 俊思君

理事 岡田 利春君

理事 池田 禎治君

大坪 保雄君

篠田 弘作君

石野 久男君

八木 昇君

田畑 金光君

出席國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

出席政府委員

通商産業省石炭局長 中川理一郎君

委員外の出席者

議 員 多賀谷眞稔君

議 員 井手 以誠君

四月三日

委員中村重光君辞任につき、その補欠として細谷治嘉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員細谷治嘉君辞任につき、その補欠として中村重光君が議長の名で委員に選任された。

四月三日

理事田中六助君同日理事辞任につき、その補欠として中川俊思君が理事に当選した。

三月二十八日

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)

四月二日

第二類第四号

石炭対策特別委員会議録第六号

昭和四十三年四月三日

石炭鉱業国有法案(多賀谷眞稔君外十四名提出、衆法第一三三号)
日本石炭公社法案(多賀谷眞稔君外十四名提出、衆法第一四四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
理事の辞任及び補欠選任

石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案(内閣提出第二七号)
石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)

石炭鉱業国有法案(多賀谷眞稔君外十四名提出、衆法第一三三号)
日本石炭公社法案(多賀谷眞稔君外十四名提出、衆法第一四四号)

○堂森委員長 これより会議を開きます。
まず、理事辞任の件についておはかりいたします。

田中六助君より、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○堂森委員長 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

次に、理事補欠選任の件についておはかりいたします。
田中六助君の理事辞任に伴い、理事が一名欠員となりましたので、その補欠選任を行ないたいと存じますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○堂森委員長 御異議なしと認めます。それでは、中川俊思君を理事に指名いたします。

○堂森委員長 去る三月二十八日付託になりました内閣提出の石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

石炭鉱害賠償等臨時措置法
目次中「第二章 鉱害賠償の担保の積立て等(第四十一条)」を「第二章 鉱害賠償の担保の積立て等(第四十一条)」を「第二章 二 鉱害賠償に關する裁定(第四十一条の二、第四十一条の九)」に、「鉱害基金」を「石炭鉱害事業団」に、「役員及び職員」を「役員等」に改める。

第一条を次のように改める。
(目的)
第一条 この法律は、石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害について、鉱害の賠償を担保するための積立金制度及び鉱害の賠償に関する紛争を解決するための裁定制度を設けるとともに、石炭鉱害事業団に鉱害の賠償等の円滑な実施及び鉱害の計画的な復旧を図るための業務を行なわせることにより、被害者等の保護並びに国土の有効な利用及び保全を図り、あわせて石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資することを目的とする。

第四条第二項中「鉱害基金(以下「基金」という。)」を「石炭鉱害事業団(以下「事業団」という。)」に改め、同条第三項中「基金」を「事業団」に改め、同条第四項第五号中「昭和二十七年法律第二百九十五号」の下に「以下「復旧法」という。)」を加える。

第五条第一項、第六条第五項及び第十一条中「基金」を「事業団」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。
第二章の二 鉱害賠償に關する裁定
(裁定の申請)

第十一条の二 次の紛争が生じたときは、当事者は、通商産業省令で定める手続に従い、地方鉱業協議会の裁定を申請することができる。ただし、その鉱害の賠償に關し、訴訟が係属し、又は調停手続が行なわれているときは、この限りでない。

一 そのに生じている鉱害の賠償に關する紛争をあらかじめ解決しておくことが事業団の復旧基本計画(復旧法第四十八条第一項の復旧基本計画をいう。以下同じ)の作成を促進するために必要であると認めて通商産業大臣が指定した地域内に生じている鉱害の賠償に關する紛争

二 石炭鉱業合理化事業団(以下「合理化事業団」という。)に対し石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)第三十一条又は第三十二条第二項に規定する採掘権又は鉱業施設の売渡しの申込みがあつた場合におけるその採掘権の鉱区又は鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区に係る鉱害の賠償に關する紛争(前号の紛争に該當するものを除く。)

三 合理化事業団が保有する採掘権の鉱区に係る鉱害の賠償に關する紛争(第一号の紛争に該當するものを除く。)

四 石炭鉱業合理化臨時措置法第三十五条の石炭鉱山整理促進交付金の交付の決定の日から同法第三十五条の三第一項の規定により合理化事業団が同項第二号の債務の弁済を行なう日までの間において同号に規定する鉱害の賠償に關して生じた紛争(第一号の紛争に該當

するものを除く。)

第三 地方鉱業協議会は、前条の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事業が同条ただし書の場合に該当するに至つたときは、その申請を却下しなければならない。

2 地方鉱業協議会は、前条第二号の紛争について同条の規定による裁定の申請があつた場合において、採掘権若しくは鉱業施設の売渡しの申込みが取り消され、若しくはその効力を失ひ、又は合理化事業団がその申込みを拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

3 地方鉱業協議会は、前条第四号の紛争について同条の規定による裁定の申請があつた場合において、石炭鉱山整理促進交付金の交付の決定が取り消されたときは、その申請を却下しなければならない。

4 地方鉱業協議会は、前三項に定める場合を除くほか、前条の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事業についてなお当事者間の協議により解決を図ることが適当であると認めるときは、その申請を却下することができる。

(職聞)
第十一條の四 地方鉱業協議会は、第十一條の二の規定による裁定の申請を受理したときは、その申請書の副本を他の当事者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による職聞を行なわなければならない。

2 地方鉱業協議会は、前項の職聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事業の要旨並びに職聞の期日及び場所を当事者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

3 職聞に際しては、当事者及び利害関係人に対して、当該事業について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(裁定)

第十一條の五 地方鉱業協議会は、職聞の結果に

基づき、裁定を行なう。

2 前項の裁定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならない。

3 地方鉱業協議会は、第一項の裁定をしたときは、裁定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

(裁定の不服の訴え)

第十一條の六 前条第一項の裁定に不服のある者は、その裁定書の謄本の交付を受けた日から三月以内に、訴えを提起することができる。

2 前項の訴えにおいては、賠償義務者又は被害者を被告とする。

(報告等)

第十一條の七 地方鉱業協議会は、裁定を行なうため必要があると認めるときは、当事者若しくは利害関係人から報告若しくは資料の提出を求め、又はその委員に紛争の原因たる事実関係につき実地に調査させることができる。

(時効の中断)

第十一條の八 第十一條の二の規定による裁定の申請は、鉱業法百十五條第一項前段の時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(裁定委員会)

第十一條の九 地方鉱業協議会による裁定は、当該事業について設ける裁定委員会によつて行なう。

2 裁定委員会は、地方鉱業協議会の委員のうちから委員長が指名する三人以上の者をもつて組織する。

3 裁定委員会の運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

「第三章 鉱害基金」を「第三章 石炭鉱害事業団」に改める。

第十二條を次のように改める。

(目的)

第十二條 事業団は、鉱害の賠償等の円滑な実施及び鉱害の計画的な復旧を図るため、鉱害の賠償のための担保の管理、鉱害の賠償に必要な資金の貸付け、鉱害の復旧のための復旧基本計画

の作成その他の業務を行なうことを目的とする。

第十三條から第十五條まで及び第十六條第一項中「基金」を「事業団」に改める。

第十七條中「基金」を「事業団」に、「鉱害基金」を「石炭鉱害事業団」に改める。

第十八條中「基金」を「事業団」に改める。

「第二節 役員及び職員」を「第二節 役員等」に改める。

第十九條中「基金」を「事業団」に、「理事二人以内」を「専務理事一人、理事四人以内」に、「監事一人」を「監事二人以内」に改める。

第二十條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「基金」を「事業団」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「理事長を」を「理事長及び専務理事を」に、「基金」を「事業団」に、「理事長に」を「理事長及び専務理事に」に、「理事長が欠員」を「理事長及び専務理事が欠員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「基金」を「事業団」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 専務理事は、事業団を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

第二十一條第二項中「理事」を「専務理事及び理事」に改める。

第二十二條を次のように改める。

(役員欠格事項)

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

第二十三條第一項中「前条各号の一」を「前条の規定により役員となることができない者」に改め、同条第二項中「理事が前条各号の一」を「専務理事又は理事が前条の規定により役員となることができない者」に改める。

第二十四條第二項中「理事」を「専務理事若しくは理事」に改める。

第二十六條中「基金」を「事業団」に、「理事

長と」を「理事長又は専務理事と」に、「理事長は」を「理事長及び専務理事は」に改める。

第二十七條中「基金」を「事業団」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(鉱害復旧評議員会)
第二十七條の二 事業団に、鉱害復旧評議員会(以下「評議員会」という)を置く。

2 評議員会は、評議員三十人以内で組織する。

3 評議員は、鉱害の復旧に關し識識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

4 評議員の任期は、三年とする。

5 評議員は、再任されることができる。

第二十七條の三 復旧基本計画の作成及び変更は、評議員会の議を経なければならない。

2 評議員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に應じ、鉱害の復旧に關する重要事項を調査審議する。

第二十八條中「基金」を「事業団」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(役員等の秘密保持義務)

第二十八條の二 事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二十九條中「基金」を「事業団」に改める。

第三十條中「基金」を「事業団」に改め、同条第四號を次のように改める。

四 復旧法の定めるところにより行なう次の業務

イ 復旧基本計画の作成

ロ 復旧工事に係る鉱害の賠償義務者の納付金及び受益者の負担金の徴収

ハ 復旧工事の施行

ニ 事業団以外の者が施行する復旧工事の復旧費のうち事業団の負担となるものの支払

ホ 復旧工事により設けられたかんがい排水施設の維持管理

ハ 鉱害に係る農地及び農業用施設に対する補償金並びに事業団以外の者がホの施設の

(資料の提出)

第九十八条の二 事業団は、石炭鉱害賠償等臨時措置法第三十条第四号イ、ロ及びヘの業務を行なうため必要があるときは、鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者、被害者又は第五十二条の受益者となるべき者に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。第百条を次のように改める。

第百条 削除

第百二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「又は虚偽の報告を」を「若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避」に改め、同号を同条第二号とする。

第百三条及び第百四条を次のように改める。

第百三条 削除

第百四条 第九十八条の二第一項の規定による資料を提出せず又は虚偽の資料を提出した者は、一万円以下の罰金に処する。

第百六条を次のように改める。

第百六条 第六十八条第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む)、第七十一条第二項(第九十二条第二項において準用する場合を含む)又は第九十二条第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けなければならない事項を認可を受けないでした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

(臨時石炭鉱害復旧法の一部改正に伴う経過規定)

第九条 この法律の施行前に改正前の臨時石炭鉱害復旧法第二十八条第二項の規定により鉱害復旧事業団が通商産業大臣の認可を受けてした賦課徴収は、改正後の同法第九十二条第一項の規定により石炭鉱害事業団が通商産業大臣の認可を受けてした賦課徴収とみなす。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第十条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年

法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 鉱害賠償に関する規定(第四十三条―第五十一条)」を「第四節 削除」に改める。

第四節 削除

第四十三条から第五十一条まで 削除

第八十三条を次のように改める。

(不服の理由の制限)

第八十三条 第六十八条の十三第一項の決定についての異議申立てにおいては、対価についての不服をその決定についての不服の理由とすることができない。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に伴う経過規定)

第十一条 この法律の施行前に改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法第四十三条、第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項の規定によつてした裁定の申請については、なお従前の例による(産炭地域振興臨時措置法の一部改正)

第十二条 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に改める。

(石炭対策特別会計法の一部改正)

第十三条 石炭対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号中「鉱害基金」を「石炭鉱害事業団」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「中小企業振興事業団」の下に「石炭鉱害事業団」を加え、「鉱害基金」を削る。

第七十二条の五第一項第七号中「鉱害復旧事業団」を削る。

第七十三条の四第一項第一号及び第三百四十

八条第二項第二号中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号及び第六号の二中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「中小企業振興事業団」の下に「石炭鉱害事業団」を加える。

(災害対策基本法の一部改正)

第十七条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第五号を次のように改める。

五 削除

(所得税法の一部改正)

第十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「鉱害基金の項及び鉱害復旧事業団の項を削り、税理士会の項の次に次のように加える。

石炭鉱害事業団 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十三年法律第九十七号)

(法人税法の一部改正)

第十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「鉱害基金の項を削り、石油開発公社の項の次に次のように加える。

石炭鉱害事業団 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十三年法律第九十七号)

別表第二第一号の表中「鉱害復旧事業団の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「鉱害基金の項及び鉱害復旧事業団の項を削り、森林開発公社の項の次に次のように加える。

石炭鉱害事業団 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十三年法律第九十七号)

(登録免許税法の一部改正)

第二十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「鉱害基金の項を削り、森林開発公社の項の次に次のように加える。

石炭鉱害事業団 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十三年法律第九十七号)

(行政管理局設置法の一部改正)

第二十二条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に改める。

理由

石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の実情にかんがみ、鉱害賠償資金等の融資業務と鉱害の計画的な復旧を図るための業務を石炭鉱害事業団に総合的に行なわせるとともに、鉱害の賠償に関する紛争の円滑な解決を図るための裁定制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○堂森委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。推名通商産業大臣。

○推名通商産業大臣 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在、石炭鉱業及び亜炭鉱業による残存鉱害量は、膨大な額に達しており、国土の保全、民生の安定の見地から深刻な問題となっております。このような事態にかんがみ、政府は、従来から、一方において鉱害基金を設け賠償担保の積み立

て及び鉱害賠償資金の融資等を行なわるとともに、他方において九州、山口、東海及び常磐の鉱害が多発している四地域に鉱害復旧事業団を設け、鉱害復旧事業を行なわせて、鋭意鉱害の早期処理につとめてまいったのであります。

しかしながら、石炭鉱山の相次ぐ閉山とともに、無資力鉱害が激増する等鉱害問題は一そう深刻化しているのが実情であります。このため、総合的かつ強力な鉱害処理体制を確立するとともに、鉱害賠償に関する紛争を迅速かつ円滑に解決するための裁定制度を設ける必要があり、今回、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を提案した次第であります。

次にこの法律案の要旨について御説明いたします。

第一は、鉱害基金と鉱害復旧事業団を統合して石炭鉱害事業団とすることとし、新事業団は、現在鉱害基金が行なっている鉱害賠償の担保の管理及び鉱害賠償資金等の融資の業務と現在鉱害復旧事業団が行なっている鉱害の計画的な復旧に関する業務を総合的に行なうこととしたしております。

第二は、鉱害の賠償に関する紛争が生じ、鉱害復旧の促進のためその解決が必要な場合等においては、地方鉱業協議会の裁定を行なうことができることとしたしております。また、これに伴い臨時石炭鉱害復旧法その他の関連法律について所要の改正を行なうこととしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○堂森委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○森堂委員長 引き続き、昨日付託になりましたた多賀谷眞松君外十四名提出の、石炭鉱業国有法

案及び多賀谷眞松君外十四名提出の日本石炭公社法案の両案を議題といたします。

石炭鉱業国有法案

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 石炭鉱業の国有（第二条・第三条）
- 第三章 石炭需給計画（第四条）
- 第四章 石炭審議会（第五条―第十一条）
- 第五章 石炭鉱業等の買収等（第十二条―第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、石炭がわが国における重要なエネルギー資源であつて、エネルギーの将来にわたる安定の供給を確保するうえに重要な地位を占めていることにかんがみ、石炭の掘採及び取得の権能並びにその輸入の権能を国に専属させることにより、その計画的かつ合理的な生産及び供給を確保し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 石炭鉱業の国有

（国の権能）

第二条 まだ掘採されない石炭について、これを掘採し、及び取得する権能並びに石炭を輸入する権能は、国に専属する。

（国の権能の実施）

第三条 前条の規定により国に専属する権能及びこれに伴う必要な事項は、日本石炭公社に行なわせる。

2 前項の日本石炭公社（以下「公社」という。）については、別に法律で定める。

第三章 石炭需給計画

（石炭需給計画）

第四条 通商産業大臣は、第一条の目的を達成するため、毎年度、通商産業省令で定めるところにより、石炭審議会の意見をきいて、当該年度

以降の五年間について石炭需給計画を定めなければならない。

2 石炭需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 石炭の生産数量、輸出数量及び輸入数量
- 二 石炭の需要の確保に関する事項
- 三 石炭の販売価格に関する事項
- 四 その他石炭の需給に関する重要事項

3 石炭需給計画は、石炭その他の燃料及び動力源の需給事情、石炭資源の開発状況その他の経済事情を勘案して定めるものとする。

4 通商産業大臣は、前項の経済事情の変動のため特に必要があるときは、石炭審議会の意見をきいて、石炭需給計画を変更しなければならない。

5 通商産業大臣は、石炭需給計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第四章 石炭審議会

（設置）

第五条 通商産業省に、石炭審議会を置く。

（権限）

第六条 石炭審議会（以下「審議会」という。）は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、石炭に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を通商産業大臣に建議することができる。

（組織）

第七条 審議会は、委員十二人で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

第八条 委員及び専門委員は、公社を代表する者、公社の職員を代表する者、石炭の需要者を代表する者及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

第九条 委員の任期は、二年とする。

（勤務）

第十条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（省令への委任）

第十一条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 石炭鉱業等の買収等

（買収）

第十二条 この法律の公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日の午前零時において次の各号に掲げる者が現に有する当該各号に掲げるものは、その時において国が買収する。

- 一 石炭鉱業（その附帯事業を含む。以下同じ。）を営んでいる者（次号に掲げる者を除く。）にあつては、その者の事業
- 二 石炭鉱業を営んでいる者であつて石炭鉱業以外の事業で政令で定める一定規模以上のものを兼営しているものにあつては、当該石炭鉱業

（権利及び義務の承継）
第十三条 前条の規定による買収の時において次の各号に掲げる者が現に有する当該各号に掲げる権利及び義務は、当該買収の時において国が承継する。

- 一 前条第一号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務
- 二 前条第二号に掲げる者にあつては、当該石炭鉱業に係る一切の権利及び義務

2 前項の規定により国が承継した権利及び義務は、その時において公社に承継されるものとする。

（買収価額）

第十四条 買収価額は、次に掲げる基準によつて算定するものとする。

一 第十二条第一号に掲げる者のうちその者の発行する株式が証券取引所に上場されているものの事業にあつては、政令で定める日前一

定の期間における当該株式の証券取引所における平均取引価格にその者の発行済み株式の総数を乗じて得た額

- 二 第十二条第一号に掲げる者であつて前号に掲げる者以外のものの事業にあつては、当該事業に属する資産の価額の合計額から当該事業に属する負債の価額の合計額を控除した額
- 三 第十二条第二号に掲げる者の石炭鉱業にあつては、当該石炭鉱業に属する資産の価額の合計額から当該石炭鉱業に属する負債の価額の合計額を控除した額
- 2 買取価額の算定については、前項の規定によるほか、政令で定めるところによる。

(鉱業権等の消滅)

- 第十五条 この法律の公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日の午前零時において石炭鉱業を営んでいない者が現に有する石炭を目的とする鉱業権（以下単に「鉱業権」という。）又は石炭を目的とする租鉱権（以下単に「租鉱権」という。）は、その時に消滅する。この場合において、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十条及び第八十五条の規定は、適用しない。
- 2 国は、前項の規定による鉱業権又は租鉱権の消滅によつて生じた損失を当該鉱業権又は租鉱権を有していた者に対し補償するものとする。
- 3 前項の規定により補償すべき損失は、当該鉱業権又は租鉱権の消滅によつて通常生ずべき損失とする。

(石炭鉱業評価審査会)

- 第十六条 第十四条の規定による買取価額及び前条第二項の規定による補償金額は、臨時に通商産業省に置く石炭鉱業評価審査会（以下「審査会」という。）が決定する。
- 2 審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(訴訟)

- 第十七条 前条第一項の規定により決定された買取価額又は補償金額に不服のある者は、訴えを

もつて、その増額を請求することができる。ただし、その決定のあつたことを知つた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

- 2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。
- (国債証券の交付)
- 第十八条 買取代価及び補償金は、二十年以内に償還すべき国債証券をもつて交付する。この場合においては、百円未満の端数を生じたときは、これを額面金額百円とする。
- 2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債証券を発行することができる。
- 3 前二項の規定により交付する国債証券の交付価額は、時価を参酌して大蔵大臣が定める。
- 4 第二項の規定により発行する国債証券に關し必要な事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

(買取等に関する事務の委任)

- 第十九条 第十二条の規定による買取及び第十五条第二項の規定による補償についての調査その他これらの規定による買取及び補償に關する事務は、政令で定めるところにより、公社に行なわせるものとする。
- (政令への委任)
- 第二十條 この章に定めるもののほか、第十二条の規定による買取及び第十五条第二項の規定による補償に關する手続その他その買取及び補償の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行に伴い必要な事項及び関係法律の整理に關しては、別に法律で定める。

理 由

石炭がわが国における重要なエネルギー資源であつて、エネルギーの将来にわたる安定的供給を

確保するうえに重要な地位を占めていることにかんがみ、石炭の掘採及び取得の権能並びにその輸入の権能を国に専属させることにより、その計画的かつ合理的な生産及び供給を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三百億円の見込みである。

日本石炭公社法案

日本石炭公社法

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 経営委員会（第九条―第十八条）
- 第三章 役員及び職員（第十九条―第二十八条）
- 第四章 財務及び会計（第二十九条―第六十六条）
- 第五章 監督（第六十七条―第六十八条）
- 第六章 雑則（第六十九条―第七十一条）
- 第七章 罰則（第七十二条・第七十三条）

第一章 総則

(目的)

第一条 日本石炭公社は、石炭鉱業国有法（昭和四十三年法律第 号）に基づき、石炭の計画的かつ合理的な生産及び供給を遂行することにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本石炭公社（以下「公社」という。）は、法人とする。

(業務)

- 第三条 公社は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行なう。
- 一 石炭を掘採し、及び取得すること。
- 二 石炭の輸入を行なうこと。
- 三 石炭を販売すること。
- 四 未開発炭田を開発すること。

- 五 前各号の業務に關連する業務
- 2 公社は、通商産業大臣の認可を受けて、輸入業者に対し、前項第二号に掲げる業務を委託することができる。
- 3 公社は、第一項第五号に掲げる業務を行なうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
- 4 公社は、通商産業大臣の認可を受けて、その業務に直接關連し、かつ、その業務の運営に必要な事業に投資することができる。

(事務所)

- 第四条 公社は、主たる事務所を東京都に置く。
- 2 公社は、従たる事務所として、支社を置く。
- 3 支社の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
北海道支社	札幌市		
常磐支社	いわき市		
九州支社	福岡市		

(資本金)

- 第五条 公社の資本金は、二百億円とし、政府が全額を出資する。
- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公社に追加して出資することができる。
- 3 公社は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

- 第六条 公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
- 2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

- 第七条 公社でない者は、その名称中に日本石炭公社という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公社に準用する。

第二章 経営委員会

(設置)

第九条 公社に、運営委員会を置く。

(権限)

第十条 経営委員会は、公社の業務の運営に関する重要事項を決定する機関とする。

2 次の事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

- 一 予算、事業計画及び資金計画
- 二 決算
- 三 長期借入金及び短期借入金の借入れ並びに石炭債券の発行
- 四 長期借入金及び石炭債券の償還計画
- 五 その他経営委員会が特に必要と認めた事項

3 経営委員会は、必要と認める事項について、監事に監査を命ずることができる。

(組織)

第十一条 経営委員会は、委員十人及び職務上当然就任する特別委員(以下単に「特別委員」という。)二人をもつて組織する。

2 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかねばならない。

(委員の任命)

第十二条 委員は、学識経験のある者及び労働者を代表する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。こ

の場合においては、任命後の最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。

3 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、政府職員(非常勤の者を除く)又は地方公共団体の議会の議員
- 二 政党の役員
- 三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公社と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。
- 四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。
- 五 公社の役員又は職員

(委員の任期)

第十三条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の罷免)

第十四条 内閣は、第十二条第二項後段の両議院の事後の承認を得られないとき、又は委員が同条第三項各号の一に該当するに至つたときは、その委員を罷免しなければならない。

第十五条 内閣は、委員が次の各号の一に該当するときは、その他委員が委員たるに適しないと認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬)

第十六条 委員は、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるほか、その勤務の日数に応じ相当の報酬を受けることができる。

(議決の方法)

第十七条 経営委員会は、委員長又は第十一条第

四項に規定する委員長を代理する者及び六人以上の委員又は特別委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 経営委員会は、理事又は公社の職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(公務員たる性質)

第十八条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員

(役員の範囲)

第十九条 公社に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以上十人以内及び監事二人を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十条 総裁は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁を補佐して公社の業務を執行し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 総裁及び副総裁は、第十一条第一項に規定する経営委員会の特別委員とする。

4 理事は、総裁が定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公社の業務を執行し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

5 監事は、公社の業務を監督し、その監査の結果を経営委員会に報告する。

(役員の任命及び任期)

第二十一条 総裁及び副総裁は、経営委員会の同意を得て、内閣が任命する。

2 前項の同意は、第十七条の規定にかかわらず、委員八人以上の多数による議決によることを要する。

3 理事は、総裁が任命する。

4 監事は、経営委員会が任命する。

5 総裁及び副総裁の任期は、四年とし、理事の任期は、二年とし、監事の任期は、三年とする。

6 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第二十二条 第十二条第三項第一号から第四号までの一に該当する者は、役員となることができない。

(役員欠格事項)

第二十三条 内閣は、総裁又は副総裁が第十二条第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

2 総裁は、理事が第十二条第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

3 経営委員会は、監事が第十二条第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第二十四条 内閣は、総裁又は副総裁が第十五条各号の一に該当するときは、その他総裁又は副総裁が総裁又は副総裁たるに適しないと認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 第二十一条第二項の規定は、前項の同意に準用する。

3 総裁は、理事が第十五条各号の一に該当するときは、その他理事が理事たるに適しないと認めるときは、これを罷免することができる。

4 経営委員会は、監事が第十五条各号の一に該当するときは、その他監事が監事たるに適しないと認めるときは、これを罷免することができる。

(役員兼職禁止)

第二十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十六条 公社と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合においては、経営委員会は、監事のうちから、公社を代表する者を選任しなければならない。

(代理人の選任)

第二十七条 総裁は、副総裁、理事又は公社の職員のうちから、公社の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(準用規定)

第二十八条 第十八条の規定は、役員及び職員に準用する。

第四章 財務及び会計

(総則)

第二十九条 公社の財務及び会計に関しては、この章の定めるところによる。

(事業年度)

第三十条 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(経理原則)

第三十一条 公社の財務及び会計に関しては、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理するものとする。

(予算の弾力性)

第三十二条 公社の予算には、その事業を企業的に経営することができるように、需要の急激な増加、経済事情の変動その他予測することができない事態に臨むことができる弾力性を与えるものとする。

(予算の作成及び提出)

第三十三条 公社は、毎事業年度の予算を作成し、これに当該事業年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に関する書類を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、大蔵大臣と協議して必要な調整を行ない、閣議の決定を経なければならぬ。

い。

3 内閣は、前項の決定をしたときは、その予算を、国の予算とともに、国会に提出しなければならない。

4 前項の予算には、第一項に規定する添付書類を附するものとする。

(予算の内容)

第三十四条 公社の予算は、予算総則、収入支出予算、継続費及び債務負担行為とする。

(予算総則)

第三十五条 予算総則には、収入支出予算、継続費及び債務負担行為に関する総括的規定(予算に与えられる第三十二条に規定する弾力性の範囲を定める規定を含む)を設けるほか、次の事項に関する規定を設けるものとする。

一 第三十九条第二項の規定による債務負担行為の限度額

二 第四十五条第二項の規定による経費の指定

三 第四十六条第一項ただし書の規定による経費の指定

四 長期借入金、短期借入金及び石炭債券の限度額

五 その他予算の実施に関し必要な事項

(収入支出予算)

第三十六条 収入支出予算は、勘定の別に分し、勘定ごとに、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて更に区分する。

(予備費)

第三十七条 公社は、予見し難い予算の不足に充てるため、公社の予算に予備費を計上することができる。

(継続費)

第三十八条 公社は、工事又は製造であつて、その完成に数事業年度を要するものについて、特に必要があるときは、経費の総額及び年割額を定め、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経て、その議決するところに従い、数事業年度にわたつて支出することができる。

(債務負担行為)

第三十九条 公社は、法律に基づくもの又は支出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるもののほか、債務負担行為をするには、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経なければならない。

2 公社は、前項に規定するもののほか、災害の復旧その他緊急の必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内において、債務負担行為をすることができ

る。

(予算の議決)

第四十条 公社の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第四十一条 政府は、公社の予算が成立したときは、ただちに、その旨を公社に通知しなければならない。

2 公社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3 政府は、第一項の規定により公社に通知したときは、ただちに、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

(補正予算)

第四十二条 公社は、予算作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、通商産業大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

2 第三十三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による補正予算に準用する。

第四十三条 公社が、予算上不可能な資金の支出を内容とする協定を締結したときは、政府は、その協定締結後十日以内に、その協定を実施するために必要な補正予算を国会に提出しなければならない。ただし、協定締結の日から起算し

て十日を経過した日に国会が閉会中であり、若しくは衆議院が解散されているとき、又は提出した補正予算が会期中に議決に至らなかつた場合において閉会中もお審査することに決したかつたときは、次の国会召集後五日以内に、これを提出しなければならない。

2 公社は、前項の協定を締結したときは、ただちに、その協定を実施するために必要な補正予算を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、労働委員会の仲裁裁定が公社の予算上不可能な資金の支出を内容とする場合について準用する。

(暫定予算)

第四十四条 公社は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、通商産業大臣に提出することができる。

2 第三十三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による暫定予算に準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基づいてしたものとする。

(予算の流用)

第四十五条 公社は、予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第三十六条の規定による区分にかかわらず、彼此流用することができる。

2 公社は、予算で指定する経費の金額については、通商産業大臣の承認を受けなければ、前項ただし書の規定によりこれを他に流用することができない。

(予算の繰越)

第四十六条 公社は、予算の実施上特に必要であるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終わらなかつたものを、翌

事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 公社は、継続費の毎事業年度の年割額に係る支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終わらなかつたものを、継続費に係る工事又は製造の完成年度まで、通次繰り越して使用することができる。

3 公社は、前二項の規定による繰越しをしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして、通商産業大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(資金計画)

第四十七条 公社は、国会の議決を経た予算に基づいて、四半期ごとに資金計画を定め、通商産業大臣、大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された資金計画が国の資金の状況により実施することができないと認めるときは、その実施することができない限度を、通商産業大臣を経て公社に通知しなければならない。

3 公社は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に基づいて資金計画を変更しなければならない。

(収入支出等の報告)

第四十八条 公社は、政令で定めるところにより、債務負担行為により負担した債務の金額並びに収入し、及び支出した金額を、毎月、通商産業大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

(決算)

第四十九条 公社は、毎事業年度の決算を翌事業年度の六月三十日まで完了しなければならぬ。

第五十条 公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」とい

う。）を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を附して、これを決算完了後二箇月以内に通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定により通商産業大臣の承認を受けたときは、その財務諸表を公告しなければならない。

第五十一条 公社は、毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書を作成し、当該報告書に関する監事の意見を附し、かつ、前条第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表とともに、これを通商産業大臣に提出しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により報告書及び財務諸表（以下「決算書類」という。）の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する報告書の形式及び内容は、政令で定める。

第五十二条 内閣は、前条第二項の規定により公社の決算書類の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までこれを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た公社の決算書類を、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第五十三条 公社は、毎事業年度、経営上利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、経営上損失を生じた場合において、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び石炭債券)

第五十四条 公社は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は石炭債券を発行することができる。

2 前項の規定による長期借入金、短期借入金及び石炭債券の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第一項の規定により公社が発行する石炭債券の債権者は、公社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 公社は、通商産業大臣の認可を受けて、石炭債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

8 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百一十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

9 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、石炭債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条 公社は、国会の議決を経た長期借入金又は石炭債券の限度額のうち、当該事業年度において借入れ又は発行をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、支出予算の繰越額及び前事業年度から持ち越した未払金の金額の範囲内で、翌事業年度において、長期借入金をし、又は石炭債券を発行することができる。

(債務保証)

第五十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公社の長期借入金又は石炭債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。）について保証することができる。

(政府からの貸付け等)

第五十七条 政府は、公社に対し、長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は石炭債券の引受けをすることができる。

(国庫余裕金の一時使用)

第五十八条 政府は、前条の短期の資金の貸付けに代えて、当該事業年度内に限り、国庫余裕金を公社に一時使用させることができる。

2 前項の規定により一時使用させる金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

(償還計画)

第五十九条 公社は、毎事業年度、長期借入金及び石炭債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(現金の取扱)

第六十条 公社は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。ただし、業務上必要があるときは、政令で定めるところにより、郵便局又は銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に預け入れることができる。

2 前項本文の規定により国庫に預託する金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

(財産の処分制限)

第六十一条 公社は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする

きは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(会計職員)

第六十二条 総裁により契約を締結する職員として任命された者は、契約の締結に關し、総裁により現金の出納を命令する職員として任命された者は、債務者に対する支払の請求に關し、総裁により現金の出納をする職員として任命された者(以下「現金出納職員」という)は、現金の支払及び受領に關し、総裁により物品の出納をする職員として任命された者は、物品の引渡し及び受領に關し、それぞれ総裁を代理する。

第六十三条 総裁は、現金出納職員が、善良な管理者の注意を怠り、その保管に係る現金を亡失し、公社に損害を与えたとき、又は総裁により物品の管理をする職員として任命された者が、故意若しくは重大な過失により、公社の物品の管理に關する法令若しくは規程に違反して物品を亡失し、若しくは損傷し、その他公社に損害を与えたときは、その損害の弁償を命じなければならない。

2 前項の規定により弁償を命ぜられた職員は、その責めを免がれるべき理由があると信ずるときは、会計検査院の検定を求めることができる。ただし、弁償を命ぜられた時から起算して五年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、会計検査院が同項の職員に弁償の責めがないと検定したときは、総裁は、その弁償の命令を取り消し、既納に係る弁償金をただちに還付しなければならない。

(会計規程)

第六十四条 公社は、その会計に關し、この法律及びこの法律に基づく政令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、公社の事業の企業的な経営と予算の適正な実施に役立つように定めなければならない。

3 公社は、第一項の会計規程を定めるときは、その基本事項について、通商産業大臣の認可を

受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

4 公社は、第一項の会計規程を定めたときは、ただちに、これを通商産業大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(役員の給与等の基準)

第六十五条 公社は、その役員に対して支給する給与及び退職手当の基準を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(会計検査)

第六十六条 公社の会計については、会計検査院が検査する。

第五章 監督

(監督者)

第六十七条 公社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

(命令及び報告)

第六十八条 通商産業大臣は、第一条に規定する目的を達成するため特に必要があると認めるときは、公社に対し監督上必要な命令をすることができる。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、公社からその業務に關する報告を徴することができる。

第六章 雑則

(大蔵大臣との協議)

第六十九条 通商産業大臣は、第三条第三項及び第四項、第五十四条第一項、第三項ただし書及び第七項並びに第六十一条の認可並びに第五十九条の承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(他の法令の準用)

第七十条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(実施規定)

第七十一条 この法律の実施のための手続その他

その施行について必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第七十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、十万円以下の罰金に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第三条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

三 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

四 第六十八条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 第六十八条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十三条 第七条の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、石炭鉱業国有法の公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(退職手当)

第二条 この法律の施行の際現に石炭鉱業を営んでいる者(以下この条において「旧会社等」という)に雇用されている者で、石炭鉱業国有法第十三条の規定により公社の職員となつたものは、旧会社等から退職したことを理由として退職手当の支給を受けることができる。

2 前項の公社の職員となつた者の旧会社等における在職期間は、その者が公社から受ける退職手当の計算については、公社における在職期間

とみなす。

理 由

石炭鉱業国有法に基づき石炭の計画的かつ合理的な生産及び供給を遂行するため日本石炭公社を設立し、その組織、業務、財務、会計等に關し規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、二百億円の見込みである。

○堂森委員長 両案について提出者より提案理由の説明を聴取いたします。多賀谷眞松君。

○多賀谷眞松 私は、ただいま議題となりました石炭鉱業国有法案並びに日本石炭公社法案について提出者を代表しその提案の趣旨説明を申し上げます。

戦後におけるわが国の石炭鉱業は日本再建の重要な手としていわゆる傾斜生産方式がとられ、臨時石炭鉱業管理法のもとに生産拡大と重要産業への低廉な供給が行なわれ、戦後の経済の復興に貢献してきたのであります。

昭和三十年いわゆるエネルギー革命の前ぶれとして石油の進出による需要の圧迫を受け、石炭鉱業合理化臨時措置法の制定によるスクラップ・アンド・ビルド方式が採用され、引き続き昭和三十四年政府は揚げ地における重油価格と均衡するためにトン当たり千二百円引き下げを決定し、それに基づく合理化計画が施行され、失業者はならん、関連中小企業の倒産などを引き起こし、深刻な社会問題となり、労働者、産炭地域の自治体と住民、中小企業者等一体となって政府に政策転換を迫ったのであります。

かくして政府は昭和三十七年四月石炭鉱業調査団を編成することを決定し、今日まで第一次、第二次、第三次に及び答申がなされ、ことに第三次答申は抜本策として一千億円の財政資金の肩がわり

と安定補給金の交付及び重油関税を財源とする特別会計の設置という私企業への異例な措置がなされたのであります。

しかしこの画期的な政策が実施されてわずか一、二月をまたずして、肩がわりを受けた炭鉱が倒産し、あるいは会社更生法の申請を行なうといった状態となり、四十二年度出炭も目標を三百三十万トン割り、決算は以前に増して悪化し、このまま推進すれば、石炭鉱業は全面的崩壊必至の情勢になってきたのであります。

わが党が石炭政策の根本的改革を提示するゆえんもここにあるのであります。私は今日までの政府の政策について、その欠陥を指摘しつつ政策の提言をいたしたいと思ひます。

第一に、従来の政策の最大の欠陥は個別企業対策に終始したということでありま。

相次ぐ答申が挫折した原因にはもちろん予想以上の重油価格の低落、諸物価の高騰などがありますが、政策を策定するに際して提出された各社の計画が常に会社の利害の上に立つてつくられ、さらに答申に基づく再建計画の実施が無秩序に行なわれ計画がそこを来たしたという事実を見のがすことはできないのであります。

第一次答申以来各社は競って、第二会社化、閉山、首切りを進め、五年間逐次実施する予定のスクラップ計画をわずか一年半で強行し、その後における合理化もベースアップの抑制、労働時間の延長、組長の導入等全く非近代的な方向で行なってきたのであります。この結果、大災害の頻発となり、労働者に炭鉱の将来に対する希望と希望を喪失させ、離山ムードをかりたて、ついに計画出炭体制を経営者みずから放棄するに至ったのであります。

第二には、かように企業内合理化は非合理化の段階まで落ち込んでいるのに企業間の合理化は全然放置されてきたということでありま。

昭和三十年、当時の両社会党は政府の石炭合理化臨時措置法案の対策として石炭鉱業安定法案を共同して提出し、石炭の総合エネルギーにおける

位置づけ、未開発炭田の開発のための遊休鉱区の解放と石炭開発株式会社設立、流通機構の一元化のための石炭販売公社の設立を要求したのであります。

今日まで政府が、これらの根本的問題の解決に手をつけようとしなかったところにわが国の石炭鉱業の悲劇があります。

石炭鉱業の近代化を阻害しているものは、明治以来の先願主義による鉱区の大手炭鉱の独占と錯綜せる鉱区の分布によるものであります。鉱区の統合は石炭の生産構造整備の基本であります。地下の鉱物資源が土地所有権に属す法制になっていた英国においては群小の炭鉱が存在し、近代化が著しくおくれにいたところから、早くより国有化が叫ばれていたのであります。イギリスの国営、フランスの公社営制度は大胆な鉱区の統合再編成でもあったのであります。したがって生産基盤の整備を行なわずして石炭鉱業近代化はあり得ないのであります。

次に、石炭鉱業の近代化のおくれはその流通機構にも見ることができるのであります。石炭は本来生産に弾力性が乏しくわずかの経済変動でも大きな影響を受け、需給関係の調整機関の設立が必要であります。

また、わが国においては千種に及ぶ銘柄があり、しかもこの輸送コストの高い石炭の交錯輸送が行なわれている現状であります。最近石炭の供給構造が変化し、北海道に重点が移行し、さらに石炭各社の出炭と販売シェアが変わりつつある今日、流通機構の一元化が緊急な課題であります。

石炭の需要は電力並びに鉄鋼が大宗を占め、いわばその大部分が政策需要であることから販売における競争はもはや意味がないのであります。

第三には、現政策では新鉱開発は全く行き詰まり、スクラップも困難になりつつある情勢であります。

政府の政策はスクラップ・アンド・ビルド政策として、今日まで年産二百万トン規模の炭鉱を

整理してきましたが、その縮小生産方式も個別企業のもとでは限界にきつてあります。従来幾つかの炭鉱を経営していた企業が赤字の炭鉱を閉山し、その債務を残存炭鉱に肩がわりしてきましたが、今後の閉山は企業そのものの倒産を意味し、労働者はもちろん、売り掛け金を持つ中小企業者等に多くの犠牲をしいる結果になり、社会的摩擦と混乱を生ずることは明らかであります。

新鉱開発についてはいまだに成果を見ていないのであります。新鉱開発は初期に膨大な投資を必要とし、非常なリスクを伴う点から、今後最も必要とする原料炭の開発にしても大規模炭鉱建設は一私企業のとうていなし得るところではないのであります。

第四には、今後の石炭政策において最も重要な問題は、いかにして労働力を確保するかということでありま。

鉱山の命数は鉱量によってきまり、個々の炭鉱に就職することは若い者にとっては永遠の職場たり得ないのであります。高温多湿の地底に、しかも災害の多い職場で、低賃金で退職金すら確保の保証のない状態において、労働力の吸収が困難であることは当然であります。それには災害を防止し、労働条件を引き上げ、現在のような各炭鉱別雇用でなく、石炭鉱業全体としての雇用形態に改め、少なくとも現存する技術者並びに労働者を確保しながら若い労働力の養成をはかることが必要であります。

第五には膨大な債務と残存炭鉱の処理の問題であります。

欧州各国とも石炭政策については多くの予算を計上して保護助成政策をとっているものであります。わが国のごとく私企業たる個別会社に政府が債務の肩がわりをした例は皆無であるとともに、企業間においてきわめて不公平な施策となつて

るのであります。しかも一億の肩がわりでは立て直しが困難であることが判明した今日、個別企業を再編成し、公的機関に統合してこの旧債の整理と鉱書の処理を行なう必要があります。

以上の観点より、これらの問題を総合的に解決する方法は、炭鉱を国有化して公社において経営する以外にないと思ひます。

わが国におけるエネルギーの消費は年々国民総生産の成長率とほぼ同一テンポで増加しているものであります。しかし、国産エネルギー資源は乏しく、エネルギー調査会の答申によつてもエネルギーの輸入依存度は昭和四十五年七六・四％、昭和五十年八二・四％と極度に高まってくるのであつて、エネルギーの安定的供給の確保が国民経済上きわめて重要であります。

これがために供給源の分散化、海外原油の開発、貯蔵等の対策が進められ、増殖炉等発電用原子炉の開発が期待されていますが、国内資源である石炭鉱業の継続的安定こそ最も確実な安定供給であります。また鉄鋼生産の飛躍的な増大に対処し、その原料炭の確保は最も肝要であり、国内炭のみではなく、海外開発もみずから行なう体制の確立が必要であります。

今日世界における石炭の情勢はアメリカ並びにソ連、中国、ポーランドの社会主義国の拡大生産に対し、欧州においては秩序ある撤退が唱えられ、イギリスは一九七五年、一億二千万トン、西ドイツは九千万トンないし一億一千万トンに縮小するといわれますが、工業生産がすでにイギリスを凌駕し、西ドイツと同程度に接近しつつあるわが国経済において、五千万トン程度の石炭の維持はけだし当然といわなければなりません。

かかる見地になつて以下法案の概要について説明申し上げます。まず、石炭鉱業国有法案について申し上げますが、第一章は目的についての規定であります。

石炭がわが国における重要なエネルギー資源であり、エネルギーの将来にわたる安定的供給を確保する上に重要な地位を占めていることにかんがみ、石炭の掘採、取得及び輸入の権能を国に専属し、計画的、合理的な生産及び供給を確保し、石炭鉱業の継続的安定をはかり、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであります。

第二章は前述のごとき目的に基づき石炭鉱業に

対する国の権能を規定しました。しかしその権能の実施は日本石炭公社をして行なわしめることにいたしましたのであります。

第三章は石炭需給計画について規定しました。

石炭審議会の意見を聞いて毎年通商産業大臣が当該年度以降五年間の需給計画を定めることにいたしましたのであります。

第四章は石炭審議会の規定を設け、公社の労使、需要者、学識経験者からなる四者構成としたしました。

第五章は石炭鉱業等の買収について規定いたしました。買収の価格の評価方式についてはわが国における従来の鉄道国有法、日本製鉄株式会社法、日本発送電株式会社法の場合、並びに欧州における国有法、公社法の場合の方式等を検討いたしました。わが国における石炭鉱業の企業経営の実態から一定期日前一定期間の平均株価を基準として評価することにいたしました。これらは政令によって定めるわけでありましたが、わが党としては国有法案の内容を記者発表した二月十九日以前一年間の株価の平均といたしたいと存じます。

非上場の会社については評価審査会において上場会社の買収価格を考慮に入れながら資産を評価し、それから負債を控除した額を基準とすることにいたしました。兼業会社は政令による基準によって指定し、当該企業の石炭部門を買収することとし、この評価は非上場の場合と同じ方式をとることといたしました。現在稼働していない鉱業権については消滅することとし、その際これによって生じた損失について補償することにいたしました。

買収時において鉱業権者等が有する権利、義務は国が承継し、直ちに公社に引き継がれるものといたしました。これらの買収代金並びに補償金については、国債証券を交付し、二十年以内に償還することといたしました。

なお、本法律施行に伴う諸種の法律の整理については別に施行法を提出する所存であります。

次に、日本石炭公社について説明申し上げます。

第一章において、日本石炭公社は国有法に基づき、石炭の掘採、取得、輸入、販売、海外を含め未開発炭田の開発等の業務を行なうことを規定いたしました。輸入業務は委託を行なうことができると規定し、また販売についても小口等は従来どおり商社を通じ販売するつもりであります。資本金は二百億円とし政府全額出資といたしました。

第二章に義務運営の重要事項を決定する機関として経営委員会を設け、学識経験者、労働者を代表する委員、公社を代表する特別委員で構成することといたしました。

第三章は役員並びに職員について規定いたしました。職員の身分関係については公社と労働組合との協約並びに就業規則に譲ることといたしました。

なお、職員の労働諸権利につきましては、先般来日したILO結社の自由に関する実情調査調停委員会からのドライヤー報告書の「すべての公有企業及び関係法律上区別することなく、同一の基礎で取り扱われることは適当ではない」と述べている勧告に基づき、本公社の職員は公労法の適用を受けず、一般労組法、労働法の適用を受けることといたしました。

第四章は財務及び会計について規定いたしました。この点に關し、現行の三公社と異なる点は給与総額を設けず、かつ予算上不可能な資金の支出を内容とする協定を締結したときは、その協定締結後十日以内に必要の補正予算を国会に提出しなければならぬ旨の規定を設けました。その他石炭債券発行等の規定を設けました。

さらに附則において退職手当の計算の規定を設け、旧会社における在職期間とみなすことといたしました。

以上が日本石炭公社法案の概要であります。今日わが国と同じく炭鉱を私企業で経営している西ドイツにおいては、労働組合の提出している強

制一社案や、いわゆるラインシュタール案といわれるルール炭田一社案等が論議され、再編成が一社化の方向で最終段階を迎えているのであります。わが国においてもすでに石炭経営者の中より全国一社案、全国三社案、共同販売会社案等が提出され、また植村構想が述べられ、それをめぐって論議されつつあります。

わが国の石炭鉱業は個別企業の利害対立を超越しなければならぬほどきびしい段階にきているのであります。

わが党政権下であるならば当然エネルギー全体を把握し管理する方式をとるべきであります。現在の政治的分野を配慮して、この崩壊しようとする石炭鉱業に限定し、その立て直しをはかり、国産エネルギー源を確保する見地から石炭鉱業国有法案並びに日本石炭公社法案を提案する次第であります。

本法案は資本主義を基調とする自民党政府のもとも、十分とり入れられる政策でありまして、自民党の皆さまも今日の石炭鉱業の破局の実態を直視され賛同されんことを期待します。

何とぞ本法案がすみやかに審議され、可決されんことをお願いして提案の趣旨説明といたします。(拍手)

○堂森委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。両案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○堂森委員長 石炭鉱業規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。田畑金光君。

○田畑委員 私は、きょうは法律案に関連して、当面の石炭政策について通産大臣に二、三お尋ねしたいと思いますが、その前に、ただいま社会党の多賀谷委員から、石炭鉱業国有法案並びに日本石

炭公社法案についての趣旨説明がなされたわけであります。今日石炭政策については、いろんな方面でいろんな角度から議論がなされておるわけで、多賀谷委員の提案は社会党としての提案であるわけでありまして、まことにいわば革新的な、そうしてまたいままでの石炭政策ベースでは考えられない前進した内容を持っておるわけでありまして、最後のところで、「資本主義を基調とする自民党政府のもとでも、十分とり入れられる政策でありまして、」と断定的に述べておられるわけでありまして、私も聞いておりました、むべなるかなという感じもいたしましたわけでありまして、大臣も熱心に趣旨説明についてお聞きになっておられたようでありまして、この案についてどういってお感じを持っておられるか、まず率直に承っておきたいと思っております。

○権名国務大臣 実にイデオロギーにとらわれることなく、その実態を見詰めておられることは十分了解できます。でありますから、ただ、これが実際の効果を十分にあげ得るかどうかという問題を十分に突き詰めて研究して、結論を得るのが望ましいと私は考えます。

○田畑委員 大臣も石炭問題についてはイデオロギーを越えて考えておるといふ点についてたいへん共鳴されたので、私もそういう意味においては大臣と同じ感じを持つわけでした。したがって、この社会党案の中でも取り入れられるものは積極的に取り入れて、今後の施策に強く反映されるように、私は民社党であります、石炭政策については党派を越えてどういふ道を歩むことがより望ましいか、こういう観点から取り組んでいただきたいというのを切に望むものであります。

昨年十二月二十二日に私はこの委員会において、前の省野通産大臣が昨年の十一月十一日、この委員会でも岡田委員からの質問に対して、せっかくこれが最後だという技術策が発足してわずか数カ月だが、抜本策については、もう一度根本的に、あるいは長期的な立場で、総合的な観点から

考え直さなくちゃならぬ、こういうことを述べられたのでありますが、その問題について新通産大臣の所見いかんとは私はお尋ねしたわけですが、これに對しまして通産大臣は、手直していか、根本的な検討をもつて望むか、せっかく新任早々でもあるので、これから勉強していづれの道を選ぶべきか、こういうことをお答えになつておるわけでありませう。

元来、通産大臣はその道のベテランであるといふことは衆目の見るところ自明であります。ここに四十三年度の予算編成を通じ、石炭問題についてもいたく心労を重ねられてこられたわけでありませうが、今後の石炭対策のあり方について、通産大臣はいまどのような方針をお持ちであるのか、この際明らかにしていただきたいと思ひます。

○椎名国務大臣 それからまだ日数はたつておりませうけれども、ただ手直し程度ではこれはとてもむづかしいのではないかと、かなり思い切つた再検討をする段階にもう来ておるといふ感じを抱いておるわけでありませう。

○田畑委員 手直しではなくして根本的な検討が必要と見る、こういう御判断のようであります。が、しからば今後大臣としては石炭行政について具体的にどのような手順、手続でいまのお考えを具体化されようという御方針なのか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○椎名国務大臣 これはやり返しがもうきかない問題でございますから、相当急ぐ問題ではあります。が、やはり相当慎重に研究をいたしまして、結論に到達するというのが最も適當であらうかと存じます。大体明年度の予算に間に合うように、しかも慎重に研究を尽くす、そういう必要があると存じます。

○田畑委員 大臣も御承知のように、炭鉱の再編成についての構想がいりんな層で、いりんな人から発表されたことは御承知のとおりであります。大手筋を中心とする石炭協会などにおいても、政府の石炭政策をこれ以上前向きに進めるために

は、みずからの方で今後の石炭のあるべきビジョンを見出さねばならぬといつて努力されたことは大臣御承知でございますが、しかし、やはり従来の自由企業、個人企業という立場にとらわれて利害の衝突する協会の中ではなかなか意見がまとまりがたかつた。そういうとき、たまたま植村構想というものが出されたことは明らかであります。植村構想について大臣御存じであるかどうか、当然御存じだろうと思ひますが、植村構想について大臣の御所見いかん。

○椎名国務大臣 新聞等で承知している程度でございます。御本人からも十分にこの問題についてゆつくりお話を聞いているひまがないわけでありませう。朝から晩まで国会のほうにくぎづけになつておられますから。ただ、これは終局的な案というよりも、一応の話の糸口というような意味で構想をまとめたものだといふことを間接に聞いております。

○田畑委員 朝から晩まで衆参両院の予算委員会その他で追ひ回されておる。大臣の多忙さによくわかりますが、ただ心配することは、大臣はスローモーションといふことでは、これまた実特色ある大臣だといふことも世間見ているわけですが。ただ先ほどの答弁の中で、四十四年度の予算編成に間に合うように、しかし慎重に検討を進めていきたい、こういうことではあります。が、四十四年度の予算編成に間に合うようにといふことになれば、当然この八月ごろには言うまでもなく各省の事務段階における四十四年度予算の作業が一応始まるわけでありませう。そういうあたりをめぐらして準備を進めていかねばならぬのであるかどうか。新しい石炭政策をどうするかといふことになれば、当然石炭局長だけで案をつくるわけにはまいらぬと思ひますが、石炭鉱業審議会に当然諮問する手続などもとられるものだと考えておりますが、石炭鉱業審議会などに諮問するについては、いつをめぐらしておられるのか、この点ひとつ大臣から明確にお答えを願つておきたいと思ひます。

○椎名国務大臣 諮問するにつきましたは、やはり、ただどうしたらよからうかといふぼんやりしたことに止まらずに、相当諮問の筋といひますか、内容といひますか、そういうものに触れた諮問案を出すといふことにしたいと思ひます。でありますから、相当急いで、やはり四月一ぱいには取りまとめたい、四月一ぱいには審議会に諮問を出したい、こういう考えでございます。

○田畑委員 四月一ぱいに出されるというなら、もうそろそろ大臣も植村構想などについてもある程度の検討はなされておると考えておるわけですが、それも忙しゅうてまだ聞いていないといふことなかどうか。特に植村さんは石炭鉱業審議会の会長でもあるし、試案といつても、会長という立場の公人である。その人が一つの構想を出されておるといふところに、問題の響きが大きくなつておるわけではあります。聞くとおると、植村さんは経団連の会長に就任される、それが五月ごろだ、こう聞いておるわけではあります。が、長い間この問題に取り組んでこられた植村さんが審議会の会長を今後とも兼任するの、あるいは経団連の会長になればおわかりになるのか、この辺は一体どういふことなのか。念を押したいのでありますが、大臣は植村構想をまだ聞いていないといふお話でありますけれども、これは新聞などでも伝えられておるわけではあります。が、知らぬはずはないわけですね。どういふお感じをお持ちであるか、重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○椎名国務大臣 まだ十分に私は植村構想といふものを正直のところ研究していません。まあそういうわけでございまして、したがってこの構想に對していいとも悪いとも論評はいたしかねます。

○田畑委員 大臣の顔を見てみると、正直な答えなのかとほけておるのかどうもわからぬわけですが、実はこの石炭特別委員会でも秘密会でありませうが、植村会長にも来ていただいていわけゆる植村構想なるものもお聞きいたしました。秘密会でありませうから、その話の内容をここで私が申し上げ

げる気持ちにはございせん。ただ、ある雑誌に植村構想の内容として公表されておるものがあるわけではあります。

これは(1) 石炭特別会計の財源のワック内で、逐次非能率炭鉱の閉山を進め、出炭規模を縮小しながらその健全化をはかる。(2) 石炭業界、主要需要業界、金融機関および政府が出資する半官半民の管理会社を特殊法人として設立し、これを石炭再編成の軸とする。(3) 現在の石炭会社から石炭部門を分離して第二会社を作り、これを管理会社の支配下に置く(一種のトラスト)。(4) 管理会社は、逐次閉山を進める縮小過程で、全国的な石炭の生産と販売の調整を一元的に行なう。(5) 親会社に残される債務処理については、その相当部分について政府が負担する。(6) この再編成に参画するかどうかは、石炭各社の自由とする。これは「エコノミスト」の三月二十六日号に載つておる記事であります。私、これを引用するわけではあります。が、過般私たちが承つた内容とはほぼ共通の内容であるわけではあります。この点は、おそろく私は石炭局長であつても、植村会長が試案を発表するについては相談にあつたかどうかは知らぬが、資料を出すとか意見を述べるとか、あるいはこうなればこうなりませうといふ程度の助言といふか、資料の提供に協力なさつたことは、これは常識だと考えておるわけでは、そういう面においては当然大臣も石炭局長からこの辺の事情についてはお聞きになつておるといふことはあります。私は、この構想について大臣としてはどのような受け取り方をなされておられるのか、ことにこれが誤り伝えられて三千万トン出炭体制などといふことで、ただですら不安を感じる炭鉱企業労働者に非常な不安を与えたことは事実であります。植村さんからの直接の話では、決して三千万トン出炭体制云々といふことを自分が出したといふことではないといふことは、われわれも確かめ得たわけではあります。が、こういう構想について大臣はどういふ所見を持つておられるか。ことに私大臣にお尋ねしたいのは、大臣は四月一ぱいというこ

とであります。四月一ぱいには審議会に諮問されるという意味だと思ひますが、これは何らの案なしに諮問されるのかどうか。結局植村構想なるものが出ておる以上は、審議会が開かれますと、この構想を中心に議論が進展するものと私は常識として理解しておるわけでありますが、この辺の事情についてひとつ大臣の所見を承っておきたい、こう思ひます。

○椎名国務大臣 お説のように、諮問を四月中には出した、こう考へております。それで出すには先ほども申し上げたように、ただばく然とどうしたらいけないかという諮問というのはいり得ないことではないだらうけれども、そういうようなものになしに、十分に問題点を明示して、そしてこれに対する答申を求める、こういうことになると思ひます。ただ、それはその際の植村試案なるものが、やはり一つの参考資料とはもちろんなり得ると思ひます。

○田畑委員 私は、そこで大臣に基本的な問題について念を押したいと思ひますが、三千万トンとか四千万トンとか、こういわれておるわけでありまして、しかし、五千万トンの出炭体制を維持する、そういう前提で今日の政府の石炭政策というものはとられてきたものと考へておるわけでありまして、今後とも政府が石炭政策を進めるにあたっては、従来の基本的なこの方針の上に立つて発展させるのかどうか、この点を大臣から明確に承っておきたいと思ひます。

○椎名国務大臣 どういう規模でこの石炭政策を進めていくかという問題は、これはもう非常に基本的な非常に重大な問題でございます。であります。とにかくそれが充足して間もなく行き悩んでおる。四十二年度においてはもうすでに結論が出ておりますが、四十三年度もほぼ同様の構想の状況で進むのではないかと、こういふ規模でなければならぬ、そのワケ内でひとつどうすればいいか考へてくれというような諮問のしかたは、どうも適当でないと思ひます。

○田畑委員 そうしますと、大臣は昨年の十二月二十二日に私が本委員会での問題について質問をいたしましたとき、こう答へておられるわけですが、「○椎名国務大臣 すでに具体的に検討されて、五千万トン以上の出炭量維持という基本方針が定められたのでございまして、当面これに従つていく考へてございまして。」これはつまり答へておいてになるわけですか。しかも大臣のこの答へてのよつてきたものは、申すまでもなく昭和四十一年七月の第三次有澤答申を受けられて、そして昭和四十一年八月の閣議決定においては、まず第一に「総合エネルギー政策の中における石炭の位置づけは、五千万トン程度とする。」

石炭の需要確保については長期的観点に立つて五千万トン以上となるよう積極的な努力をする。また電力および鉄鋼業界に対して長期引取体制を確立するとともに、合理的な負担増対策を講ずる。」要するにこの閣議決定に基づいて今日の石炭政策というものが進められておるわけですか。さらに大臣御承知のように、昨年の二月二十日には総合エネルギー調査会が答申を出しておるわけですか。その答申の中でも、総合エネルギーの中における石炭の位置づけについては、こう書いておられます。石炭政策は、石炭鉱業審議会及び石炭政策に関する閣議決定の趣旨に沿つて需要の確保、経営基盤の確立、体制の整備等の諸対策を重点として、五千万トン程度の出炭規模を長期にわたつて維持することを目標に推進するべきである。これは昨年二月の総合エネルギー調査会の答申であるわけですか。また御承知のごとく、この国会におきましても、本会議において、あるいはまた昨年の五十五国会においては、昨年の七月六日、「石炭鉱業再建対策の推進に関する件」ということで、本委員会において石炭政策についての重要な決議を見ておるわけでありまして、したがって私は、やはり石炭政策を進めるにあつて、石炭の生産体制をどうするかということ、やはり根本の問題であると思へておるわけですか。昨年の十二月二十二日の本委員会において、大臣は従来の方針を

堅持するということをお明かに答へておるわけでありまして。ところがいまのお話を聞いてみると、これがぐらつておるわけ、了解できません。先ほど、あなたが社会党の案について、非常にイデオロギーを越えていい案だと言つて、たいへんはめておられました。何をほめられたか、私にはよくわかりませんが、この社会党案の中にもこういうことを書いておられますね。「イギリスは一九七五年、一億二千万トン、西ドイツは九千万トンないし一億二千万トンに縮小するといわれておりますが、工業生産がすでにイギリスを凌駕し、西ドイツと同程度に接近しつつあるわが国経済において、五千万トン程度の石炭の維持はけだし当然といわなければなりません。」この点は私も全く、けだし当然だと、こう考へて、こういう点は私は心から賛意を表しているわけでありまして、大臣もこの案には非常に賛成のような感想で、これは安心したなと私喜んでおるわけでありまして、この点大臣はどういうような御方針なのか。これは一番根本の問題ですよ。はっきりしてください。

○椎名国務大臣 十二月です、委員会であつた御質問にお答え申し上げまして、そのときは「当面」ということを使わなかつたかしら。さしあたりという意味ですね。そういうつもりで申し上げたつもりです。従来の目標を目標として当面いいては、この五千万トンの目標のワケ内において考へてくれということ、これは言えない、これは私の考へ方がそう進歩しておるのです。

○田畑委員 進歩とはどういうことですか。あなたの答弁の中には、「すでに具体的に検討されて、五千万トン以上の出炭量維持」という基本方針が定められたのでございましてから「なるほどその次に、正直に読みますが、当面これに従つていく考へてございまして」と述べておることも事実です。しかし前段においては、五千万トン以上出炭量維持という基本方針が定められた経過を非常に重視されておる。その前にもありますよ、いろいろな質疑応答の中で、重視されておる立場をとつておられるわけですか。だから、この閣議決定に基づく、あるいは政府の機関である調査会の答申に基づく、あるいはこの決議に基づいて定められた大原則というものを、大臣、これを後退させるといふことは進歩ですか。進歩じゃなくて、これは文字どおり後退じゃございませんか。私のお聞きしたいのは、もし大臣の気持ち、諮問というものはそういう問題も含めて審議会に諮問するのだという意味ならば理解できるし、しかも私はさらにもう一つ、政府としてはこういう基本的な方針を今日までとつてきて、今後ともこういう方針に変わりはなく、審議会において十分ひとつ検討してくれというふうな意味であるならば、大臣の答へは変わつていないということ、納得いたしますが、先ほどのようなお答へならば、進歩ではなくて、全くこれは後退もはなはだしいのです。もう一度御答弁をいただきます。

○椎名国務大臣 進歩は後退でもどつちでもよろしゅうございまして、とにかく私は五千万トンのワケ内において諮問するということになしに、そういう五千万トンというものはもう動かさないのだという前提のもとに新しい諮問をするという態度はとらないということを申し上げたのであります。諮問の結果、答申がまた五千万トンということになつてくるか、あるいはその他の、目標は適当でないということに答申の内容が変更されてくるか、それはわかりませんけれども、とにかく全体の目標を五千万トンというものを含めて、この問題に対しての答申を求めたい、こう思ひます。

○田畑委員 ちよつと関連いたしますけれども、およそ石炭鉱業の再編成問題がどうしても審議会の諮問事項になつてくると思ひますが、その生産ベースについて全然触れない。問題は、そういうものごとの考へ方、この長期安定策が諮問できるのかどうか。この点は非常に私は問題だと思ひます。すでにエネ調では五千万トン出炭規模、昭和六十年度、これはもう当然必要である、こういう形で答申をしていくわけですか。ある

いはまた過般の参議院の予算委員会では、大矢委員の質問に対して総理は、たとえば三千万トンなどということは、わが国の国際収支からいって、あるいは原料炭確保からいって、そういうことは考えていない。むしろ積極的な発言が参議院の予算委員会でもなされていることも事実なわけですが、したがって、ある一定のめどといえますか、

そういうものがある程度示されて——これを上回るか下回るかは別ですよ。そういうのが全然示されないで諮問されるということになりますと、いわばノーブロードで諮問をする、こういうことになるんではないか。しかし一応の、五千万トンなら五千万トンの体制できたが、今後石炭再編成をして長期的に安定をするためには一体的に検討してどうなるのか、その結果として経済出炭ペースとかいろいろな問題があつて、再編成の体制と相関連して、しかしあるべきだという答申がなされれば、それは一応審議会の答申でしよう。だからやはりその前提になるものは従来の政策。しかしその政策が破綻をしてきた。やはりそういう点を受け難い、諮問しない、政策が一貫しないのではない、こういう感じが私はしますし、鉱業審議会の答申もエネ調の答申もすべて初めから否定してしまふというものを考へ方は納得できないわけですが、この点はいかがですか。

○椎名国務大臣 どうも私の言い方が悪かったのかも知れぬが、五千万トンということにこだわらない。五千万トンというものは前回の答申にあるんだから、これは動かさないで、あくまで五千万トンというものを達成するためにどうすればいいかという諮問のしかたは私はとるべきじゃない、こう申し上げているのです。ですからそういうことにこだわらず、いまあなたが言われたように、どれくらい従来の経験、今日の情勢から見て適当であるかということを見直していただけたらそれはけっこうだ。あるいはそれを、これをもっと下げてくれとか上げてくれとか、そういうことも一切言わないで、とにかく目標を答申して、もう、そういうふうな持っていくかと思うの

です。

○岡田(利)委員 どういう形で諮問するかということが問題点ですが、たとえば先ほどからいわれているように社会党の案もある。あるいは全国一社の案もある。全国三社の案もある。植村構想もある。そういう体制がどうあるかということによって相当大きな違いが出てくるんだと思うわけですが、従来の私企業形態でさらに安定策を求めるという場合、あるいは全国一社体制で安定策を求めるという場合、それぞれの場合によって相当の差が出てくると思うのです。私の判断では、いま一社化すれば、黙っていてもトン当たり七百円のメリットがある、こう見えているわけですが、私はそういう一応の見方もしているわけですが、したがって採算の問題にするならば、体制が一体どうなのか、このことによっても重大な関連を持ってくるわけですが、したがって、そういう意味で大臣は、では審議院に諮問する場合に体制を、一応のこういふ考へ方を持っているがどうか、これを中心にして議論してくれ、この諮問をするという考へ方なのか。体制そのものについて、もしもいらない案があるんだけれども、この点についてもいゆるやういふものを十分分析をしていただいて答申をいただく、こういう方向で諮問しようとしているのか、この点はいかがですか。

○椎名国務大臣 それはとにかく石炭が有効に採掘できて、エネルギー革命の段階において十分に役に立つという案であるならば、それはもう体制も研究するがよからうし、そういうことにこだわらない。

○田畑委員 要するに大臣、今日のわが国の産業あるいは需要業界が五千万トンの石炭を必要とするというふうなことで、審議会においてもそのような考へ方に基づいて答申が出るということならば、それにはもちろん賛成する、こういうことだと思ひますが、これは当然のことだと思ひます。ただ私の先ほど来聞きしておることは、従来政府は昭和四十一年八月の閣議決定に基づいて、石

炭の生産体制というものが五千万トンを維持するということを明確に約束しているわけですが、その閣議決定に基づいて今日政策が連続してきておるわけですが、また総合エネルギー調査会の昨年二月の答申においても、五千万トン出炭体制維持ということは、国民経済的な観点から見ても、あるいは国際収支の観点、地域経済の発展という立場から見ても、これはあくまでもある程度の経済性は克服しても、将来のわが国のエネルギーの需要の伸びぶりを考えてみたときに、国内炭の五千万トンくらいは最小限維持すべきだという結論を持っているわけですが、

大臣御承知のごとく、経済の高度発展に伴うエネルギーの需要というものはますます増大していつておるわけですが、昭和四十年度は、わが国の総使用エネルギーの中で輸入エネルギーが六六〇、これに要する外貨十六億ドル、こういわれております。これが昭和六十年度になれば、九〇％が輸入エネルギーに依存する。そしてこれに要する外貨が六十一億ドルをこえる。このようにエネルギー調査会は踏んでおるわけですが、過般農林省が出されたものが、四十一年度におけるわが国の農林水産物の輸入というものは、実に三十億ドルをこえておるわけですが、総輸入の三分の一をこえておるような状況です。

そういうことを考へてみたならば、やはり私はわが国経済の全体の均衡ある発展ということから見ましても、五千万トン体制の維持というものは、必要最小限度の政策としてこれは守るべきである、こういう立場を強く主張し、とっておるわけですが、大臣としては今回審議会に諮問するに際して、審議会に、いまの岡田委員のお話のとおりで、何ら政府が案を示さずして、これは正規な文書であらうと、あるいは暗黙と申しますか、非公式な案であらうと、政府が何らかの意思表示せずして諮問するはずはないと考へるわけでありますが、その点について大臣としてどのような考へになつておられるか、この点をもう一度

ひとつ承つておきたいと思ひます。

○椎名国務大臣 でございますから、ただいまは四十一年の八月の閣議決定の五千万トンというところでやっているわけですが、これは動かさないのだということにやなしに、それを入れて、目標も入れて最も適当であるという点を答申してもらふ、こういうふうな考へていきたいと思ひます。

○田畑委員 四十二年度は、生産目標は、出炭計画は五千万トンだった、こう思ひますが、それが年度当初いわゆる基本策の第一年度で出炭減ですべての計画に狂いがきた、こういうことがいつておるわけですが、もうすでに三月も過ぎて四月に入つておるわけでありますが、四十二年度の計画と出炭との実績はどういうことなのか。同時に、あわせて何がゆゑにこのような隆起を初年度に見なければならなかったのか。この点を大臣なり局長なりからひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○中川(理)政府委員 御指摘のとおり昭和四十二年度につきましては五千万トンという計画でスタートいたしました。三月を終わったわけですが、まだ最終的な確定数字は判明いたしておりませんが、まあおおよそ四千万七百万トンという状況でございます。若干の下回りがあつたかもしれませんが、これにつきましては閉山そのものが私どもの予想していなかったものが出てまいりましたということ、あるいは閉山を予定しておいたけれども、予定時点よりも閉山が繰り上がった、こういった関係のものが約百万トンございす。それからストその他の原因によりますものが三十万トンくらいございす。残りは自然条件の予想以上の悪化というものが約七十万トン、労働力不足、これは出荷率の低下も含めてこのものが約五十万トン、その他の原因が六十万トンという状況でございます。

○田畑委員 いま局長から出炭の計画割れについての説明がなされましたが、それはいろいろ理由があげられたわけで、自然条件の問題であ

るとか、あるいは労働力不足の問題であるとか、あるいはスクラップがスピードが早過ぎたとか、いろいろの問題が重なってこういうことになったものと思うのです。問題は、一体いまの需要について、五千万トンの出炭を受け入れるだけの需要というものはあるのかないのか。たまたま四十二年度については計画を三百万トンも割るに至ったが、需要業界としては一体五千万トンの出炭を維持できるような情勢にあるかどうか。この点はどのように踏んでおられますか。

○中川(連)政府委員 突っ込みで五千万トンないし四千七百万トンというようなことを需要との関係で議論をしても無意味でございまして、たとえば原料炭でございすならば、ただいまの状況はわが国で使用する原料炭の三分の二を輸入しておるといふ状況でございすので、原料炭の出炭が大きく出ますならば、この需要面はもっと大きなものが突はるわけでございす。一般炭につきましては、先生御承知のように一般産業用の一般炭の需要というものは暖房用炭の需要というものは逐年低下をいたしております。長期的に考えました場合に、これらがどの辺の落ちつきを見るものかというようなことは、それぞれの角度から慎重にきめなければならぬことだと思っております。

原料炭について申し上げますと、先ほど申しましたように出炭さえ出ますならばまだ需要はあるわけでございます。それから一般炭につきましては大抵いまの生産の規模でございしたならば、当面につきましては需要面に支障はない。長期的に考えますと、先ほど申しました一般産業用の需要あるいは暖房炭の需要というものがどれくらい落ちていくかという予測とからむこととございすけれども、かなり需要面に不安がある、かようにお考えいただいてよろしいかと思ひます。

○田畑委員 局長の答弁の中にもありましたように、原料炭については需要はますますふえていくことが予測されるわけですね。石炭局のほうで出しておる資料を見ても、原料炭について見れば、四

十一年度の実績、千二百四十五万トン、四十二年、これは見通しですが、千二百六十六万トン、四十三年度は計画千二百八十万トン、こうなっております。ところが原料炭の輸入についてみると、四十年が千五百八十六万トン、四十一年度千八百九十七万トン、四十二年は二千万トンにふえる、こういう状況であるわけですから——もつとも原料炭の輸入については弱粘、強粘の問題等があることは当然でありますけれども、原料炭については需要はますます拡大できる情勢にあるわけで、ことに今後の鉄鋼産業の伸びなどを考えるならば有望であることは言うまでもないわけですね。一般炭については、なるほどいま局長がお話のように、特に一般産業向けについてはだんだん減っていくということ、この面は不安でありますけれども、しかし電炭が増設することなどによって、今後一般炭の需要はその面で相当カバーできていくわけであります。したがって、一般炭を見ても原料炭を見ても五千万トンの出炭体制を維持することは、需要の面から見れば、私はこれは十分見通しは立つものだ、このように考えておるわけですが、この点はどうですか。

○中川(連)政府委員 需要面からのみ考え、かつ原料炭の生産の非常に大きいものが可能であるというところであれば、お説のとおりだと思いますが、問題は単なる物量問題ではございせん、当面石炭産業がかかえております問題と申しますのは、どれくらいの費用でその炭が採掘できるか、その費用と売り値との比較におきまして経営的に採算がとれるものとして採掘できるかどうかという問題に基本があるわけでございすので、原料炭がないわけではございせんけれども、それに對しての投資額あるいは費用というものの関連で見ていかなければならぬことだと思っております。需要面では先生おっしゃるようによろしく考へまして、ことに原料炭のウェートを高く考えれば、石炭の生産規模は大きいものであつて一向差しつかえないわけでございます。問題は、経理的にどのくらい採算のとれるものになるかということであ

ろうかと思ひます。

○多賀谷委員 議事進行について。与党が、政府が提案をした法案の審議に全部退席をするなどというのはいくらも不見識ですから、委員長は直ちに散会されんことを望みます。

○堂森委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後三時十分散会